

## 大阪大学核物理研究センター防火管理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）における防火管理業務について、必要な事項を定めて、火災、震災及びその他の災害（以下「火災等」という。）の予防、危険の防止、被害の防止（以下「防災」という。）を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、センターに勤務する教職員及び共同利用研究者並びに学生を含むすべての者に適用する。

### (防災委員会)

第3条 センターに防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターにおける火災等の防災に関する次に掲げる基本的事項について審議する。

- 一 防火管理規程の検討及び変更に関すること。
- 二 消火、通報及び避難の訓練に関すること。
- 三 消防施設、設備の改善に関すること。
- 四 防災教育に関すること。
- 五 その他防火管理に関すること。

3 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 防火管理者
- 二 安全管理者
- 三 放射線取扱主任者
- 四 その他センター長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

### (防火管理者の義務)

第4条 防火管理者の業務は、法令によるほか次の業務を行うものとする。

- 一 前条2項各号についての実施、点検及び監督
- 二 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- 三 その他、防火管理上必要な業務

### (防災の組織)

第5条 日常の火災等の予防及び防災をはかるため、防火管理者のもとに一定区域ごと又は各部屋ごとに火元責任者を置く。

2 火元責任者は、センター所掌固定資産管理計画に定める使用者をもって充てる。

### (火元責任者の業務)

第6条 火元責任者の業務は、担当区域内において次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 日常の火気管理
- 二 火気使用設備器具、消防用設備等の日常の維持管理
- 三 建物、施設、研究用を含む設備器具等の安全確認
- 四 その他火災等の予防及び防災に必要な業務

(火災等の予防上の遵守事項)

第7条 火災等の予防のため全ての者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用してはならない。
- 二 火気使用設備器具を使用する前には、必ず当該器具及び周囲の安全を確認すること。  
使用後についても同様とする。
- 三 指定場所以外での喫煙はしないこと。
- 四 廊下、階段、通路、出入口、その他避難のため使用する場所には妨害となる設備又は物品を置かないこと。
- 五 前各号のほかセンター長、防火管理者及び火元責任者が火災等の予防上必要と認めて指示した事項

(危険物の取扱)

第8条 消防法第2条第7項に規定する危険物の取扱いについては、特に注意し火災等の予防及び防災についての配慮に努めなければならない。

(自主検査)

第9条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するため法令に基づく点検を実施しなければならない。

- 2 前項のほか建物、火気使用設備器具、危険物施設等については、定期的に点検を実施し、これを記録するものとする。

(自衛消防隊の設置)

第10条 センターの自衛消防組織として、センター長を隊長とする自衛消防隊（以下「消防隊」という。）を別表のとおり設置する。

(避難活動)

第11条 火災等の発生の避難に際しては、原則として屋外階段を使用し、エレベーターは使用しないものとする。

- 2 油圧扉を有するサイクロトロン棟実験室にあつては、手動操作により室外に避難するものとする。
- 3 避難した教職員は、速やかに人員点呼を行い残留者の有無を確認し、自衛消防隊長に報告するものとする。

(災害の防止)

第12条 火災等の発見者又は火災等の発生原因を起こした者は、直ちに周囲の教職員に状況を伝え、協力して適切な措置を講じ、防災に努力するとともにセンター長等へ通報しなければならない。

2 センター長は、前項の通報を受けたとき、又はこれを知ったときは、直ちに構内放送し教職員に適切な指示を行う。

3 教職員は、火災等の発生を知ったときは直ちに第10条による消防隊の活動につくほか構内の全ての者は、教職員に協力して防災に努めなければならない。

(勤務時間外の措置)

第13条 通常の勤務時間外において、教職員が火災の発生を知ったときは、他の残留者と協力して原則として次の初動措置を講じなければならない。

一 初期消火 付近の消火器又は屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うこと。

二 通報連絡 状況に応じて、直ちに電話機又はその付近に添付表示された緊急時連絡先へ連絡し、その指示に従うこと。

三 消防隊への情報提供等 消防隊が到着した場合、火災の延焼状況、危険物等の有無等の情報を提供するとともに発火場所等への誘導を行うこと。

第14条 教職員はセンターを退勤した後、センターにおける火災等の発生を知ったときは、直ちにセンターに出動しセンター長等の指示に従って災害の拡大防止、復旧処理等に努めなければならない。

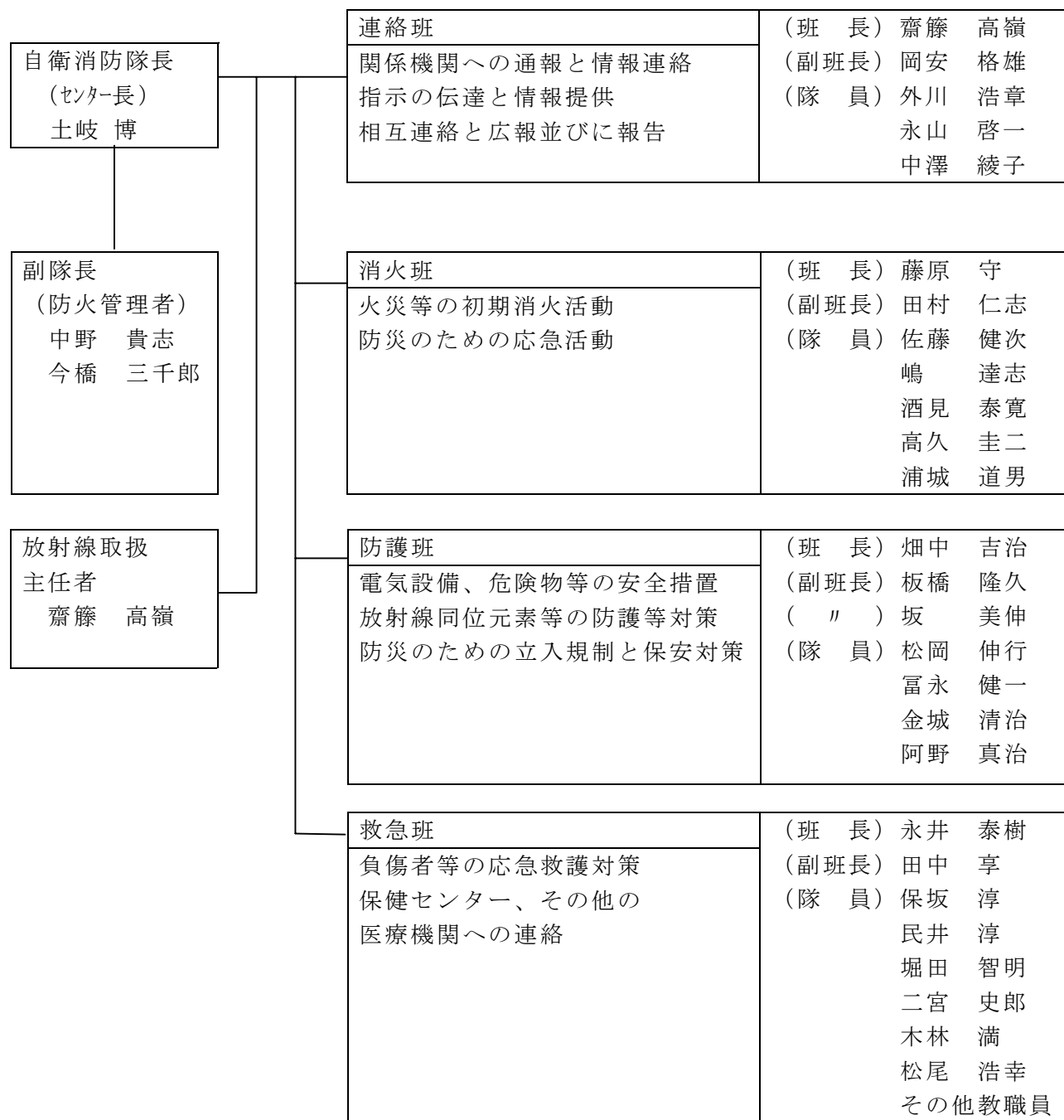
附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

自衛消防隊配置図



<b>【緊急時の連絡先】</b>	
消防署	119
警察署	110
センター長 (土岐 博)	072-722-8103
防火管理者 (中野貴志)	06-6833-4143
防火管理者 (今橋三千郎)	072-792-1084

